

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第30号
令和3年10月1日

契約に係る競争入札の参加資格について次のように定める。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田



契約に係る競争入札の参加資格について

岡山県後期高齢者医療広域連合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づく、競争入札に参加する者に必要な資格は、岡山県の入札参加資格者名簿又は岡山市の有資格者名簿に登載されていることとする。ただし、広域連合長が特に必要と認める者については、この限りでない。本文の場合において、指名停止等の措置に関しても、岡山県又は岡山市の取扱いに準ずるものとする。